

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年4月27日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第38号

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則（昭和31年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第20条の規定に基づき、」を「同令第20条第4項において準用する同令第4条の2の規定による」に改め、同条第3号中「において」を「において読み替えて」に、「規定に基づき、」を「規定による」に改め、同条第6号中「、農林漁業資金等」を「農林漁業資金等」に、「申請をするため」を「申請をするために」に改め、同条第8号中「、土地区画整理登記令」を「土地区画整理登記令」に、「申請をするため」を「申請をするために」に改め、同条に次の1号を加える。

- (9) 食品等の安全性に影響を及ぼすおそれがある大規模又は重大な事故、感染症等の発生に伴い、食品等の輸出に際し輸出先国から求められる原産地等の証明

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第39号

**高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次

のように改正する。

別表第3の12の(5)の表6の(6)の項中「第29条から第33条まで」を「第33条から第37条まで」に改める。

**附 則**

この規則は、平成23年5月1日から施行する。